

宗像市民図書館協議会委員名簿(案)

任期：平成24年2月1日～平成26年1月31日

区 分	氏 名	新任・再任	備 考
学校教育関係者	高原 康吉	再任	宗像市立河東中学校 校長
〃	原 典代	再任	宗像市立河東西小学校 校長
社会教育関係者	上田 敦子	再任	宗像市青少年センター 相談員
学識経験を有する者	寺岡 聖豪	再任	福岡教育大学 教授
〃	小柳 親芳	再任	久留米大学 講師
ボランティア代表	野田 美子	再任	おひさま文庫 代表
市民代表	東 修一	再任	公募委員
〃	森岡 凉子	新任	公募委員

【旧任】

任期：平成22年2月1日～平成24年1月31日

区 分	氏 名	備 考
市民代表	磯部 登志枝	公募委員

図書館法(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)抜粋

最終改正:平成二〇年六月一 一日法律第五九号

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

宗像市民図書館条例抜粋

平成15年4月1日

条例第71号

(図書館協議会)

第6条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に宗像市民図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平17条例46・旧第7条繰上)